

平成23年 4月 1日  
(社)滋賀県トラック協会

## 1. 助成対象

NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置を平成23年度に新たに購入して取り付けた会員に対し、装置の装着に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。

なお、助成の対象となる車両は、原則として、車両総重量3.5トン以上の滋賀ナンバー事業用自動車に限るものとする。

## 2. 助成金額

交付要綱第4条のとおり

	車両総重量 8トン以上	3.5トン～8トン未満
(1) NOx・PM低減装置	10万円	5万円
(2) ディーゼル微粒子除去装置	5万円	2.5万円

## 3. 助成予算額(総額)

(1) NOx・PM低減装置	75万円(10基)
(2) ディーゼル微粒子除去装置	62.5万円(15基)

## 4. 実施期間

平成23年4月1日～平成24年2月29日

上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

## 5. 交付要綱

別添「NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置助成金交付要綱」のとおり。

## 6. その他

地方公共団体の補助制度が制定された場合等は、滋賀県トラック協会の交付要綱を変更することがある。

# 平成22年度 NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置助成金交付要綱

平成21年4月1日制定  
平成22年4月1日改正  
平成23年4月1日改正  
社団法人滋賀県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、社団法人滋賀県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、協会会員（以下「会員」という。）によるNOx（窒素酸化物）・PM（粒子状物質）低減装置及びディーゼル微粒子除去装置の装着に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付事業に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。  
「NOx・PM低減装置」（以下「装置」という。）とは、国土交通大臣が認定した軽油を燃料とする自動車から排出されるNOx・PMを減少させる装置をいう。また、「ディーゼル微粒子除去装置」（以下「装置」という。）とは、国土交通大臣又は地方公共団体が認定したDPF及び酸化触媒並びにその他の軽油を燃料とする自動車から排出される粒子状物質を減少させる装置をいう。

## (助成対象)

第3条 協会は、装置を新たに購入して取り付けられた会員に対し、装置の装着に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。  
助成の対象となる車両は、原則として、車両総重量3.5トン以上の滋賀ナンバー事業用自動車に限る。

## (助成金の交付額)

第4条 会員に対する助成金の交付額は以下のとおりとする。

	車両総重量8トン以上、	3.5トン以上8トン未満
NOx・PM減少装置	10万円	5万円
ディーゼル微粒子除去装置	5万円	2.5万円

## (装置の装着)

第5条 助成金交付の対象となる装置は、会員が当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに装着を完了し、かつ支払いを完了したものでなければならない。

## (交付申請及び助成金請求)

第6条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置助成金交付申請書・請求書」を協会に提出しなければならない。

## (助成金の交付)

第7条 協会は、前条の申請等の提出があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認したときは、会員に対して助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第8条 会員は、第6条による申請の変更又は取下げをするときは、速やかに様式2による「ディーゼル微粒子除去装置及びディーゼル微粒子除去装置助成金交付申請(変更・取下)届出書」を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 会員は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(事業に係る報告等)

第10条 協会は、会員に対し必要に応じて報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は関係者が協議して決定する。

(附則)平成21年4月1日制定

第1条 この要綱は平成21年4月1日より適用する。

(附則)平成22年4月1日改定

第2条 この要綱は平成22年4月1日より適用する。

(附則)平成23年4月1日改定

第3条 この要綱は平成23年4月1日より適用する。

様式 1 (第 6 条関係)

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会 殿

(申請者)

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者

印

(担当者

TEL

)

NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置助成金交付申請書・請求書

NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置助成金交付要綱第 6 条に基づき、  
助成金の交付について下記のとおり申請及び請求します。

記

1. 装着装置及び装置車両並びに装着日

別紙「NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置装着一覧表」とおり

2. 助成金請求額

\_\_\_\_\_ 円

3. 振込先銀行口座

金融機関名		支店
口座番号	普通・当座	No.
口座名	(フリガナ)	

4. 添付書類

自動車検査証(写)

装置装着証明書(写)

装着装置の請求書(写)及び領収書(写)



NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置装着証明書

装置メーカー名			
装置の型式		装着年月日	平成 年 月 日
自動車登録番号		車台番号	
<p>装置装着施工会社証明欄</p> <p>住所</p> <p>名称</p> <p>電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

様式 2 ( 第 8 条関係 )

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会 殿

( 申 請 者 )

住 所

氏名又は名称

代 表 者

印

NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置  
助成金交付申請 ( 変更・取下 ) 届出書

平成 年 月 日付けNOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置助成金交付申請については、下記のとおり ( 変更・取下 ) することとしたので、NOx・PM低減装置及びディーゼル微粒子除去装置交付金助成要綱第 8 条に基づき届け出ます。

記

○ 変更 ( 取下 ) 理由